

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

1 各主体の役割

(1) 市民一人ひとり・家庭の役割

- 「自分の健康は自分で守る」という観点から、自分自身の健康管理に关心を持ち、正しい知識を身につけ、ライフスタイルに応じた適度な運動や望ましい食生活の実践、健康診断やがん検診の受診による生活習慣病等の予防など、積極的かつ主体的な健康づくり行動に取り組みます。
- 家庭は、健康的な生活習慣を身につけるための基礎を育む大切な場であり、健康的な生活習慣を、次世代へつないでいきます。
- 家族の団らんやコミュニケーションを通して、やすらぎのある家庭環境づくりに努めます。
- 地域・職場・学校等で実施する健康づくり活動に積極的に参加するとともに、健康づくりの担い手となる主体的な人材となり、様々な立場の人と連携し、地域における健康づくりを進めます。

(2) 地域・活動団体の役割

- 自治会、各種団体等が主体的に市民を巻き込み、多様な文化活動、スポーツ、レクリエーション活動の機会を増やすとともに、活動の活性化に努め、地域における健康づくりを推進します。
- 山武保健所（山武健康福祉センター）、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの団体は、その専門性をいかして、健康に関する相談や情報提供等を実施し、地域の取組に積極的に協力して、地域住民の健康づくりを支援します。
- 各主体が、市や多様な関係機関との情報や目的を共有し、お互いの立場を尊重しながら、互いに役割を担う関係性を深め健康づくりを実践します。

(3) 行政の役割

- 市は、市民の健康づくりの様々なサービスを提供する担い手であり、健康増進施策を推進する主体として、積極的に健康づくり活動を展開する役割を果たします。

- 保健福祉、学校教育、生涯学習等の関係部署が、協力や連携し、各施策の整合性をとりながら、効率的な健康づくり活動を推進していきます。
- 国民健康保険の保険者として、生活習慣病等の早期発見や予防に向け、データヘルス計画に基づいた保健事業に取り組むとともに、特定健康診査や特定保健指導の実施率向上に向けて、医療関係者や事業者等と連携し、健診の意義や必要性の啓発・周知、そして、確実な受診勧奨を行います。
- 関係者・関係機関・団体等と一体となって、市民を主体とする健康づくり活動を推進していきます。
- 健康に関する情報を市民に周知するとともに、専門的な知識や人材をいかして、各地域や団体等の取組を把握し、市民と協働で計画を進捗管理・評価していきます。

2 計画の推進体制

本市は、市民の健康づくりや計画の推進に関して幅広く意見を聴くため、保健医療関係団体や市民団体からの推薦者と学識経験者等で構成する「山武市健康づくり推進協議会」を設置しています。

また、平成26年度には、「山武市自殺対策連絡協議会」を立ち上げ、自殺対策に取り組んできました。

府内では、各分野の担当が柔軟にワーキングチームを組み、適宜、係長級で構成される会議に諮りながら計画の進捗を確認し、その結果を「山武市健康づくり推進協議会」及び「山武市自殺対策連絡協議会」へ報告し、審議してきました。

今後も、これらの推進体制を継続し、計画の進捗状況や取組等を審議して、市における実際の健康づくり活動を広く展開していくために、関係機関との情報交換や意見交換などを行い、計画を推進していきます。

また、健康づくり活動の主体である市民に対しては、様々な情報をわかりやすい形で提供するとともに、市民の意見や考え方を把握し、取組に反映します。

3 進行管理・評価

本計画では、重点施策及び具体的施策の展開時に、施策に数値目標を設定しています。これは、いわゆる成果指標（取組の実施による行政活動の本質的な成果を測る指標。アウトカム指標ともいう。）となるものです。

設定に当たっては、調査結果、統計データ及び事業状況等により、現状値及び目標値として数値が設定できるものを活用し、国及び県の目標値なども参考にしています。

【進捗状況の確認】

計画を推進する中で、毎年度、数値を把握できるものについては、その進捗状況を把握し、「山武市健康づくり推進協議会」及び「山武市自殺対策連絡協議会」へ報告します。

計画の終了年度には、本計画で設定した目標値及び策定時の現状値に対して、最終的な達成状況を評価し、その結果を次期計画にいかすものとします。

【判定の方法】

本計画で設定した現状値及び目標値には、主に把握方法や算出方法の異なる3種類のデータがあります。

(ア)	「人」、「件」で表されるような実数 (例 利用人数、相談件数など)
(イ)	「%」で表されるが、ある特定の場や集団の全数で導かれた値 (例 特定健康診査結果、検診受診率など)
(ウ)	「%」で表されるが、抽出調査で導かれた値 (例 まちづくりアンケートなど)

値の厳密な比較を行う場合には、本来はデータの種類に応じた手法が必要です。しかし、各施策のおおよその状況を把握しようとする場合、異なった手法による判定を並べることは、正確さを増す反面、わかりやすさを損なう場合があります。

そのため、評価に当たっては、次のような現状値及び目標値の関係性により、5段階の評価基準を設定し、一元的に評価することとします。

ただし、第1次計画期間中のような健康の安全を脅かす事態（新興感染症の感染拡大や災害等）が発生し、特定の年度のデータの把握が困難になるような場合には、得られることのできるデータを活用して、柔軟に評価を行うこととします。

<達成状況の判定>

A	目標に達した
B	目標に達していないが改善傾向
C	現状値が変わらない
D	悪化した
E	評価できない